

(議事録)

佐野会長 ただいまより第7回本審を開催したいと思います。
初めに本日の出席委員の状況につきまして、報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、出席者14名でございます。欠席した委員は嶋田委員です。

佐野会長 今、報告していただきましたが、本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立していることを確認いたしました。
本日の主な議題は、「異議申出の審議」です。本日の会議は公開、議事録も公開ですが、傍聴者はいますか。

賃金室長補佐 傍聴者はおりません。

佐野会長 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。
公益代表は私佐野が、労働者側は柿沼委員さん、使用者側は廣澤委員さんをお願いいたします。
続きまして事務局から配布資料の確認をお願いします。

賃金室長補佐 配布資料の確認をさせていただきます。
資料No.1 埼玉県労働組合連合会からの異議申出書
資料No.2 生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出書
資料No.3 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会からのコメントです。不足等ございましたら、申出ください。

佐野会長 どなたか、足りない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。ないようですので、埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についての審議に入ります。
異議申出についての諮問について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 8月5日の第6回本審における埼玉県最低賃金の改正決定に関する答申をうけて、最低賃金法第11条に基づき、同日付で答申の要旨及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしました。
この公示に基づき、8月19日に埼玉県労働組合連合会、8月

20日に生協労連コープネットグループ労働組合から異議申出書が提出されました。また、8月16日に異議申出書とは別に、埼玉県商工会議所連合会からコメント文が提出されました。

異議申出書およびコメント文は、配布資料のとおりですので、確認をお願いします。

最低賃金法第11条に基づき異議の申出があったときには、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められていますので、これにより、審議会の意見を求める諮問をさせていただくこととなります。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)

賃金室長

事務局から会長にお渡しした諮問文の写しは、お手元にあります。それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

令和3年8月21日、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長宛ての最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関する諮問です。

標記について、埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第12条による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

別添は、資料1、資料2のとおりとなっております。以上です。

佐野会長

ありがとうございました。

読まれて、何か確認したいことはありますでしょうか。

今の諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入ることにいたします。御意見がございましたらお願いいたします。

それでは、柿沼委員をお願いします。

柿沼委員

今回、提出いただいた異議申し立てに対し、労働側の見解、コメントということでお話をさせていただきます。今回、異議申し立てということでは、28円それ以上の引き上げを求めるというものでありましたが、今回の審議会の中では、公労使、真摯に議論を重ねて、埼玉県内の経済状況を踏まえた結審であったと捉えております。

併せて地域間格差の是正についても異議の理由として記載されていますが、地域間格差の是正については、今回、我々の方からも話はしておりましたが、東京・埼玉の額差是正については縮まらなかったものの、もう一つの地域間格差である、全国の格差については、ランク一律というところで、概ね、目安どおり、もしくはそれ

以上の引き上げをした県もあると聞いております。そういった面からも、今年は、地域間格差是正について前進したものと受け止めております。

それと、審議会委員の中で、連合からの委員のみでは中小企業の労働者の声が反映されないという記載がありましたけれど、連合加盟の労働組合の中にも中小の企業ももちろんございますし、また、非正規労働者を雇用する企業の労働組合もございます。そういう面からも、我々としては、現在の中小企業で働く労働者の立場を踏まえた議論ができたと考えております。

佐野会長 ただいま、労働者側の柿沼委員から御意見を伺いましたので、使用者側を代表して、廣澤委員をお願いします。

廣澤委員 使用者側の意見として述べさせていただきます。
使用者側の意見としては、基本的には最低賃金は今後も引き上げて行くべきだと考えておりますが、やはり今の状況、コロナのこのような状況の中では、このようなタイミングで大きな金額の引き上げを行うのはどうかというのが基本的スタンスでございました。
そういったなかで、公労使が腹を割っていろいろな話をしていく中で、まあ、中央と地方の課題を踏まえて出した結果が28円と考えておりますので、異議については申し訳ございませんが、お受けすることはできないと考えております。

佐野会長 他の委員から御発言はございませんか。いらっしゃらないようでしたら、公益委員から土屋委員をお願いします。

土屋委員 今回の2つの団体から異議申出がなされていますけど、理由としては、1つは、生計費原則に基づく改定をとるもので、もう一つは、東京との格差是正をとるものですが、そういった観点から改定を行うべきで、28円という金額では低いのではないかとこのものですが、先ほど労働側の柿沼委員からもございましたけど、生計費原則に基づく改定と格差是正を目指す改定をとるものについては、この審議会の中で労働側委員から主張された点でもありますし、その点を踏まえての審議会における審議であり、その結論が28円ということであったと考えますので、この異議については理由が無いということで、今回、この異議については却下でよろしいと、私は思います。

佐野会長 会長の立場でこういった話をするのは、なんなのですが、今回は、非常に全国的に厳しい審議が予想されておりましたので、提出

された意見書や商工会議所連合会からの文書も、その内容なども十分踏まえて、意見を汲み取って部会報告をまとめさせていただいたと思います。

異議申出をされた2団体からの申し出内容は、専門部会において直接、意見陳述をいただいております、そこで十分調査審議を尽くしたと認められることから、採決に入ります。8月5日に答申した原意見のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

佐野会長

ありがとうございます。全会一致と認めます。

8月5日に答申した原意見のとおりとする旨、答申することにいたします。

(会長から労働基準部長に答申文手交)

賃金室長

ただいまから答申文(案)を配付させていただきます。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

賃金室長

では、答申文(案)を読み上げます。

8月23日付で、埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長から、埼玉労働局長宛ての当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関する答申を読み上げます。

令和2年8月23日貴職から、同年8月5日付埼玉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和2年8月5日付答申どおり決定することが適当である。

以上です。

佐野会長

ありがとうございます。

それでは、基準部長、お願いいたします。

労働基準部長

ただいま、埼玉県最低賃金の改正について、8月5日付け答申のとおりとする、答申をいただきました。ご審議に、厚く御礼申し上げます。

埼玉労働局は、本日の答申に基づき、10月1日からの発効となるよう、改正決定に必要な手続きを進めてまいります。

また、改正発効される最低賃金額につきましては、労使各団体の皆様、地方自治体などの協力を賜り、周知広報に努めてまいります。審議会各委員の皆様方には、重ねてお礼申し上げますとともに、引き続きご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

佐野会長

ありがとうございました。

次に、今後の事務手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

埼玉県最低賃金の改正決定とその官報公示について御説明いたします。

最低賃金法第14条第1項及び最低賃金法施行規則第9条により、都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければなりません。改正発効が10月1日となるよう、30日前の9月1日の官報に掲載すべく手続を行うことといたします。

以上です。

佐野会長

ありがとうございました。今、事務局から説明がございましたけれども、何か質問はございますでしょうか。

ないようですので、それでは、次に移らせていただきます。議題の2はその他でございますけれども、事務局で何かございますか。

賃金室長

用意しているものはございません。

佐野会長

分かりました。委員の方は特に何かございませんか。ありがとうございます。

次回の開催予定の9月29日の本審ですが、特定最低賃金の改正決定の答申を予定しております。次回の審議会も会議及び議事録を公開とします。これで第7回審議会を閉会といたします。

— 了 —